平成２７年（フ）第１８９１号
東京都江戸川区西小岩１丁目30―11―901
債務者　小野村厚子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８９２号
神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目11―47
ビレッジＥＡＳＴ101
債務者　山ノ井智之
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９０９号
東京都中野区弥生町５丁目12―３
債務者　大内　麻菜
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９１７号
東京都世田谷区砧６丁目３―８―202
債務者　市田　　芳（旧姓北沢）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９２３号
千葉県柏市酒井根５丁目24―５―101
債務者　久保田直也
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９３４号
千葉県市川市南行徳３丁目23―８―406
債務者　篠塚　大輔
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９４１号
東京都世田谷区駒沢２丁目11―８―108
債務者　高橋多美江
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９４５号
東京都江戸川区東篠崎１丁目６―２―716
債務者　矢作　一成
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９５６号
千葉県袖ケ浦市横田1910
債務者　大塚　　清
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９５８号
東京都江戸川区中葛西５丁目23―15―303
債務者　斎藤　淑子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９６５号
東京都練馬区関町北１丁目25―10―501
債務者　寛野　典子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９６７号
東京都江東区枝川１丁目８―15―508
債務者　佐藤ひろみ
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９６８号
東京都中野区江古田４丁目43―18―105
債務者　岡田　麗奈（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３２号
横浜市都筑区中川１丁目29番Ｄ―503号
債務者　高根さやか
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４６６号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
債務者　波食　克自（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３８号
大阪府豊中市服部寿町２丁目５番８号
債務者　久保井治雄
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部